

市職員などの給与を公表 人件費の状況

圏総務課(市役所2階)☎88-1113

令和7年4月1日現在の市の三役、市議会議員、市職員の給料・手当などを公表します。

人件費の決算状況(令和6年度決算・普通会計)

歳出額(A)	人件費(B)	人件費率(B/A)	令和5年度人件費率
16,784,874千円	2,508,464千円	14.9%	16.4%

(注)人件費には特別職に支給される給料・報酬などを含みます

職員給与費の状況

(令和7年度・普通会計)

職員数(A)	給 与 費			1人あたり 給与費(B/A)	
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
215人	千円 884,297	千円 170,231	千円 365,101	千円 1,419,629	千円 6,603

(注)職員手当には退職手当を含みません

職員手当の状況

(令和7年度)

区分	主な内容		
期末手当	6月期 1.250円分	12月期 1.275円分	計 2.525円分
勤勉手当	1.050円分	1.075円分	2.125円分
退職手当	自己都合 勤続20年 勤続25年 勤続35年 最高限度額	勧奨・定年 19,669円5月分 28,039円5月分 39,757円5月分 47,709円分 (国の最高 47,709円分) 1人あたりの平均支給額 21,425千円(令和6年度)	26,365円5月分 33,270円5月分 47,709円分 47,709円分 (扶養親族のうち満16歳から22歳までの子1人につき5,000円加算)
特殊勤務手当	①用地交渉業務従事手当②動物死体汚物処理業務従事手当③感染症防疫業務従事手当④源泉徴収事務従事手当⑤消防署勤務手当		

区分	主な内容		
扶養手当	○配偶者 父母等	3,000円 6,500円	子 11,500円
住居手当	(扶養親族のうち満16歳から22歳までの子1人につき5,000円加算)		借家27,000円までの場合、16,000円を引いた額
通勤手当		交通機関利用の場合 自家用車の場合	150,000円まで 2,000円～38,700円
時間外勤務手当	支給総額 1人あたりの年額	80,455千円(令和6年度)	364千円

等級別職員数の状況 (R7.4.1現在)職員数240人

区分	代表的な職名	職員数	構成比
1級	主事、技師	13	5.4%
2級	主事、技師	19	7.9%
3級	主査	96	40.0%
4級	係長	48	20.0%
5級	課長補佐	27	11.3%
6級	課長等	17	7.1%
7級	政策幹等	7	5.4%
技能労務職員	運転手、調理師、施設員	13	5.4%

国と比較した平均給料月額 (R7.4.1現在)

区分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料額	平均年齢	平均給料額	平均年齢
勝山市	338,550円	45.0	319,492円	56.9
国	332,237円	41.9	294,567円	51.3

国と比較した初任給 (R7.4.1現在)

区分	高校卒初任給	高校卒2年目	大学卒初任給	大学卒2年目
勝山市	200,300	206,700	232,000	237,600
国	200,300	206,700	232,000	237,600

特別職の給料、報酬等の状況 (令和7年度)

市長	850,000円	議長	440,000円
副市長	710,000円	副議長	370,000円
教育長	605,000円	議員	350,000円
期末手当	6月期 1.725円分	12月期 1.775円分	

職員の経験年数平均給料

7年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満
251,900円	286,474円	318,300円

部門別職員数の状況

(各年の4.1現在)

部門	区分	職員数(人)			対前年増減数(人)		
		R5	R6	R7	R5	R6	R7
一般	議会	4	4	4	0	0	0
	総務	48	49	53	△1	1	4
	税務	11	10	10	0	△1	0
	農水	15	16	15	0	1	△1
	商工	10	10	9	1	0	△1
	土木	21	23	22	△1	2	△1
福祉	小計	109	112	113	△1	3	1
	民生	25	20	18	2	△5	△2
	衛生	12	13	13	△3	1	0
一般行政	小計	37	33	31	△1	△4	△2
	行政計	146	145	144	△2	△1	△1
特別行政	教育	32	33	31	△5	1	△2
	消防	36	37	37	△1	1	0
	小計	68	70	68	△6	2	△2
公営企業等	上下水道	6	7	6	0	1	△1
	下水道	5	6	5	0	1	△1
	その他	15	15	17	0	0	2
	小計	26	28	28	0	2	0
総合計		240	243	240	△8	3	△3

(注)職員数は、地方公務員の身分を保有する休職者を含み、再任用短時間勤務職員および会計年度任用職員を除いています

年金**「令和7年分公的年金等の源泉徴収票」が送付されます**圏市民課(市役所1階)
☎88-8102**年金を受給している方へ****源泉徴収票について**

令和7年中に老齢または退職を支給事由とする年金を受け取られた方に、日本年金機構から送付されます。令和7年中に支払われた年金額と、年金から差し引かれた所得税額などをお知らせするものです。

確定申告の際に添付書類として必要となりますので、大切に保管してください。

源泉徴収票の送付時期

1月中旬～下旬に、日本年金機構から順次発送されます。

※障害年金や遺族年金は所得税の課税対象ではありません

いため、源泉徴収票は送付されません

電話 (0776-23-4518自動音声①→②) で申請できます。基礎年金番号が確認できるものをご用意のうえ、年金事務所へお問い合わせください。
※電話による再交付申請の場合は、送付まで2週間程度かかります。お急ぎの場合は、年金事務所の窓口でご相談ください
※市役所では再発行できません。ご了承ください
「ねんきんネット」の利用が便利です

マイナポータルとねんきんネットの認証連携手続きが済んでいる方のうち、ねんきんネット内で「電子送付を希望する」と登録している方には、源泉徴収票の電子データが送信されます。

また、紙媒体が送付された方で、電子データの源泉徴収票を希望される場合は、マイナポータルからねんきんネットを利用して電子データの再交付申請が可能です。